

[事案 2020-161] 特定疾病保険金支払請求

・令和3年1月26日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、特定疾病保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年10月に乳がんと診断されたため、平成23年8月に契約した特定疾病保障定期保険にもとづき、特定疾病保険金の支払いを請求したところ、責任開始期前に悪性新生物の診断確定を受けていたとして、支払われなかった。しかし、加入時に募集人に、手術歴と医師から聞いていた病名を伝えたところ、20年以上前のことで完治しているため保険金は支払われると説明されたため、特定疾病保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人は、本契約の責任開始期前に悪性新生物の診断確定を受けており、約款上、特定疾病保険金の支払事由に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、特定疾病保険金の支払事由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続きを終了した。